

# 情報通信エンジニア資格規程

別紙 1

平成17年12月14日制定  
平成19年6月1日一部改定  
平成19年10月16日一部改定  
平成20年12月5日一部改定  
平成27年10月7日一部改定  
令和2年10月1日改定

## 第1条（目的）

本規程は、情報通信エンジニア資格の取得、更新並びに失効について定めることを目的とする。

## 第2条（定義）

本規程において情報通信エンジニア資格とは、次の各号の電気通信関連省令の規定により当該各号に定める者に必要な知識及び技術の維持を目的として継続的学習を行い、その成果について認定を受けた者に対し、一般財団法人日本データ通信協会（以下「協会」という。）が発行する資格をいう。

- ① 工事担任者規則第38条第2項 工事担任者
- ② 電気通信主任技術者規則第40条第2項 電気通信主任技術者
- ③ 無線従事者規則第47条第2項 無線従事者

## 第3条（資格の種類）

情報通信エンジニア資格の種類は次のとおりとする。

- ① 情報通信エンジニア（ビジネス）
- ② 情報通信エンジニア（ホーム）

但し、情報通信エンジニア（ホーム）は令和5年12月までに廃止とする。

## 第4条（新規申請）

情報通信エンジニア資格は、次のいずれかに該当する者であって資格取得を希望する者に対し認定研修実施の申請を受け付ける。ただし、当協会が不相当と認められた場合は申請を拒否する。

- ① ホーム資格は、令和2年9月以前にホーム資格取得済みの者。ただし、有効期限が切れた者は除く。
- ② ビジネス資格は、ホーム資格以外の工事担任者資格者証を有する者並びに電気通信主任技術者資格者証を有する者及び無線従事者免許証を有する者。

2 前項の受付において、申請者は情報通信エンジニア受講規約を承諾したものとみなす。

## 第5条（申請手続）

情報通信エンジニア資格を取得しようとする者は、前条に定める資格に係る申請書に所要事項を記載し、認定研修費用とともに協会の別に定める方法により申請するものとする。

2 前項において、23歳未満のものが在学（在籍）中に第4条に示す資格者証又は免許証を取得し、取得後1年以内の新規申請で現に在学中の学生証の写しを添

付して申請する場合は、認定研修を免除する。

#### 第6条（新規申請費用）

新規申請にあたっては、認定研修費用（テキスト代から判定費用までを含む）、情報通信エンジニア資格者証（以下「資格者証」という。）の作成実費等の費用（ビジネス5,000円、ホーム3,000円）及び申請に必要な往復の郵送費用については申請者の負担とする。

- 2 第5条2項に該当する場合には、資格者証の作成実費等の費用（1,000円）及び申請に必要な往復の郵送費用については申請者の負担とする。
- 3 別に定める学校に在学中の学生は、学生証の写しを提出することにより、第1項のビジネスの費用は3,000円とする。
- 4 学校教育法による学校の先生及び講師は、同校の所定数の学生とともに新規申請する場合には、前項の学生と同じ費用とする。

#### 第7条（認定研修並びに資格証取得）

認定研修は、協会が別に定めた方法で行い、2ヵ月以内に研修課題を提出し、審査合格、修了しなければならない。

- 2 認定研修を修了した者及び認定研修を免除されたものには、所定の情報通信エンジニア資格者証を発行する。
- 3 所定の期限内に認定研修を修了しない者の情報通信エンジニア資格は失効するが、同年10月末までに修了すれば失効月に遡り修了したものとみなす（ただし、資格者証の有効期間は遡った月数により短縮される）。

#### 第8条（更新）

情報通信エンジニアは毎年協会の指定する更新研修を受けなければならない。

- 2 前項に定める更新研修を修了した者に対し、協会は新たな資格者証を発行する。
- 3 所定の期限内に更新研修を修了しない者の情報通信エンジニア資格は失効するが、半年以内であれば、更新の手続きにより復活ができるものとする。（ただし、資格者証の有効期間は短縮される）
- 4 更新研修に係る費用は別に定める。

#### 第9条（再発行）

資格者証を忘失、汚毀損した者は、実費に基づき別に定める費用を負担して再発行を申請することができる。

- 2 再発行を申請しようとする者は、所要事項を記載し協会に申請するものとする。

#### 第10条（申請事項の変更）

情報通信エンジニア資格の取得に係る申請事項に変更のあった者は、変更後速やかに、申請事項変更書により変更内容を届け出なければならない。

- 2 前項の届出が著しく遅延した場合、当該の資格者証は次回の更新時において失効する。

#### 第11条（個人情報保護）

本規程に基づく情報通信エンジニア資格の取得等に際し、協会が取得した個人情報保護に関しては、協会個人情報保護方針及びこれに基づく個人情報保護基本規程によるものとする。